令和２年７月　第２版
枚方市保健所保健医療課

◆◆◆廃止届（販売業）について◆◆◆

◎ 業務を廃止した場合には、登録票を添えて廃止日より３０日以内に届出を行うことが必要です。（毒物及び劇物取扱法第 10 条）

◎ 提出部数：1 部（写しを取って、控えを保管してください。）

廃止届の記載上の留意点

（１）業務の種類別欄には、毒物劇物一般販売業、毒物劇物農業用品目販売業、毒物劇物特定品目販売業の別を記載すること。

（２）登録年月日は、登録票に記載されている有効期限の開始年月日を記載すること。

（３）営業所、店舗の所在地及び名称は登録票をよく確認のうえ記載すること。
ただし、住居表示変更があった場合には新しい住居表示に従って記載し、その旨を備考欄に明記すること。

（４）廃止年月日は実際に業務を廃止した日を記載すること。

（５）廃止の日に現に所有する毒物又は劇物の品目、数量及び保管又は処理方法については、具体的に記載すること。

（６）備考欄には、廃止の理由（完全廃止、移転による廃止等）を記載すること。

（７）届出年月日は、提出日を記載すること。

（８）住所及び氏名は、登録票をよく確認のうえ記載すること。

（９）登録票を紛失した場合は紛失理由書を添付すること。

（１０）可能であれば、捨印（代表者印）を押印すること。（訂正があった場合には、登記された代表者印の訂正印もしくは捨印が必要となります。）